

## 自治基本条例について

### 〔自治基本条例の制定背景〕

#### 地方分権時代への対応

各自治体の自己決定・自己責任で行政運営が可能となり、自らが自立して運営していくための基本的なルールを共有する必要が生じてきた。

また、各自治体には国の個別法を受けて制定された条例や独自条例が多数あるが、自ら憲法的条例を定めることでこれらの体系化を図る必要が出てきた。

(自治基本条例：→分野別基本条例→個別条例)

#### 参画・協働など住民活動への対応

NPO やボランティア活動などの活発化、地域への関心や基礎自治体への参画・協働を望む機運の高まりから、住民（事業者を含む）、自治体のそれぞれの役割と責務を明らかにし、パートナーとしての連携のあり方を定め、「自己決定」・「自己責任」に基づく参画の仕組みを制度として保障する法的ルールをつくる必要が出てきた。

※制定当時は市内でも NPO 団体認証数が数年間で倍増するなどの社会的背景有

### 〔自治基本条例の必要性〕

前述した 2 つの背景から、自治体には、まちづくりの基本理念や基本原則と自治体運営の基本的事項を定めた市民、市議会、行政が共有できるルールが必要といえる。

### 〔自治基本条例とは〕

自治体運営の指針、総合条例 ⇒ 自治体の憲法と称される。(最高規範性)

※ここでいう最高規範性は法的拘束力を持たない理念的なもの

### 〔条例のタイプと名称〕

タイプ：自治を運営するための基本条例型、まちづくりのための基本条例型

名称：市政基本条例、市民自治基本条例、まちづくり基本条例、私たちの自治基本条例ほか  
(H20 年の条例検討当時は、自治基本条例とまちづくり基本条例はほぼ同じ割合で多かった。)

### 〔自治基本条例の要素〕

- ・市政運営の方向性（理念やビジョン）
- ・市民の権利、責務
- ・首長、市議会、市職員の役割、責務
- ・行政運営に係る基本的事項 など

### 〔自治基本条例の制定状況〕

- ・2001 年に全国で初めて施行した北海道ニセコ町まちづくり基本条例に続き、条例制定に多くの自治体が取組まれている。平成 28 年 12 月時点で約 360 制定済。(NPO 法人公共政策研究所「全国の自治基本条例一覧より」)
- ・県内では、防府市自治基本条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）が初となる。次に山陽小野田市自治基本条例が平成 24 年 4 月 1 日から施行。

### 〔防府市における自治基本条例制定後の課題〕

市民に、制定の意義を理解いただき、市民、市議会、行政が共有する自治の基本ルールとして条例を守り育てていくこと。

